

非住宅に係る省エネ適合性判定料金

表1

①【モデル建物法（小規模版を含む）】 単位：円、税込

面積（㎡）	A種	B種	C種
0～ 100未満	110,000 × N	73,700 × N	55,000 × N
100～ 300未満	132,000 × N	88,000 × N	66,000 × N
300～ 500未満	145,200 × N	96,800 × N	72,600 × N
500～ 1,000未満	180,400 × N	108,900 × N	85,800 × N
1,000～ 2,000未満	216,700 × N	121,000 × N	96,800 × N
2,000～ 3,000未満	240,900 × N	145,200 × N	121,000 × N
3,000～ 4,000未満	277,200 × N	180,400 × N	145,200 × N
4,000～ 5,000未満	313,500 × N	216,700 × N	169,400 × N
5,000～10,000未満	361,900 × N	266,200 × N	205,700 × N

※1 A種：ホテル・病院・集会所・福祉施設等、B種：事務所・物販店、学校、飲食店等、C種：工場等

※2 N：使用するモデル数に応じて乗ずる係数（1.0、1.1、1.2、1.3、1.4、1.5）

②【標準入力法】 単位：円、税込

面積（㎡）	A種	B種	C種
0～ 100未満	182,600	137,500	110,000
100～ 300未満	220,000	165,000	132,000
300～ 500未満	240,900	180,400	145,200
500～ 1,000未満	301,400	205,700	169,400
1,000～ 2,000未満	361,900	240,900	193,600
2,000～ 3,000未満	422,400	290,400	240,900
3,000～ 4,000未満	481,800	337,700	277,200
4,000～ 5,000未満	542,300	398,200	313,500
5,000～10,000未満	628,100	481,800	361,900

※1 A種：ホテル・病院・集会所・福祉施設等、B種：事務所・物販店、学校、飲食店等、C種：工場等

※2 外皮性能の審査を追加して行うときは、表1②において適用される料金の10分の1の額を加算

(1) 減額等

建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法を使用する際にその対象となる室がない場合は、一律38,500円。なお、計算対象となる室がある場合で、計算対象となる設備が設置されていない場合、又は計算の省略ができる設備のみが設置されている場合も同様

(2) 計画変更

計画変更の料金は変更後の面積・用途・モデル数（モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る）に応じて表1から算定される料金の10分の6の額。ただし、次の場合は新規に提出があったものとして取り扱う。

- ・モデル建物法を標準入力法に変更する等、計算方法を変更して申請する場合
- ・直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
- ・減額等が適用された申請について、その後、省エネ計算の審査を行うことが必要となる場合

(3) 軽微変更該当証明申請

軽微変更該当証明の申請は変更後の面積・用途・モデル数（モデル数はモデル建物法を使用する場合に限る）に応じて表1から算定される料金の10分の5の額。ただし、直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合は新規に提出があったものとして取り扱う

住宅に係る省エネ適合性判定料金

表2

単位：円、税込

	種別	料金	
一戸建ての住宅	単独申請	44,000	
共同住宅等	単独申請	基本料金+住戸数×戸当たり料金 ・基本料金 132,000 ・戸当たり料金 3,300	
		共用部を含めて評価を行う場合は、住戸数に応じて次の共用部料金を加算	
	単独申請	100戸以下	132,000
		101戸以上	132,000+(N-100)×550 N：対象となる建築物の住戸数

(1) 減額等

- ① センターで行った設計住宅性能評価における省エネルギー対策（断熱等性能等級及び一次エネルギー消費量等級）の審査の結果又は長期使用構造等の確認における省エネルギー対策の審査の結果を利用する場合は、次の額。
- ・一戸建ての住宅：11,000円
  - ・共同住宅等：11,000円に住戸数から1を減じた数に1,100円を乗じた額を加算した額
- ② 共同住宅等の共用部のみの増築又は改築で当該部分の計算を省略する等、計算の対象とすべき部分がない場合は、一律38,500円

(2) 計画変更

- 計画変更の料金は変更後の計画に応じ、表2から算定される料金の10分の5の額とする。なお、共同住宅等において、共用部を含めた判定を新規に行う場合は、共用部について新規料金を適用。また、共同住宅等において、変更が一部住戸に限られる場合、変更する住戸数に11,000円を乗じた額とすることができる。ただし、次の場合は新規に提出があったものとして取り扱う。
- ・計算方法を変更して申請する場合
  - ・直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合
  - ・減額等が適用された申請について、その後、省エネ計算の審査を行うことが必要となる場合

(3) 軽微変更該当証明申請

- 軽微変更該当証明の申請は変更後の計画に応じ、表2から算定される料金の10分の5の額とする。なお、共同住宅等において、共用部を含めた申請を新規に行う場合は、共用部について新規料金を適用する。また、共同住宅等において、変更が一部住戸に限られる場合、変更する住戸数に11,000円を乗じた額とすることができる。ただし、直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は所管行政庁から受けている場合は、新規に提出があったものとして取り扱う。

(4) 複合建築物

- 複合建築物に係る料金は、非住宅部分については表1、住宅部分については表2により算定される料金の合計額とする。ただし、表1(1)と表2(1)②が同時に適用される場合は、一律38,500円とする。